



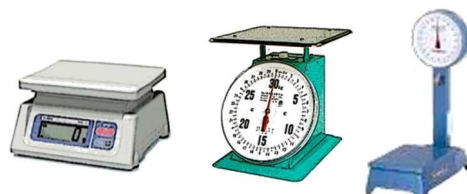
◆身の回りにおける主な特定計量器

私たちの身の回りには、たくさんのはかる道具や機器(計量器)がありますが、これらが正確でないと正しく計量することができず、私たちの生活や経済活動が混乱してしまいます。

そこで、計量法では、計量器の中でも、取引や証明に使用されるものや、キッチンスケールやヘルスメータなどの一般消費者の日常生活に使用されるものを『特定計量器』として構造や誤差について基準を定めており、基準に適合したものにはマークがつけられています。

取引証明に使用できる特定計量器  「検定証印」または  「基準適合証印」が表示されています。

定期検査対象計量器



質量計(非自動はかり)



血圧計

体温計

有効期限のある計量器



水道メーター
8年



ガスメーター
10年
(7年)



5年 7年
燃料油メーター
(ガソリンメーターなど)



電力量計
10年



タクシーメーター
1年



質量計(自動はかり) 2年
※適正計量管理事業所が
使用する自動はかりは6年

家庭用特定計量器



このマークが表示されています。このはかりは、取引証明には使用できません。

「取引」とは 有償であると無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。

「証明」とは 公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

【所在地及びお問い合わせ】

〒390-0852

松本市大字島立 1020

松本合同庁舎 5階

TEL: 0263-47-4006

FAX: 0263-47-9895

E-Mail: keiry@pref.nagano.lg.jp

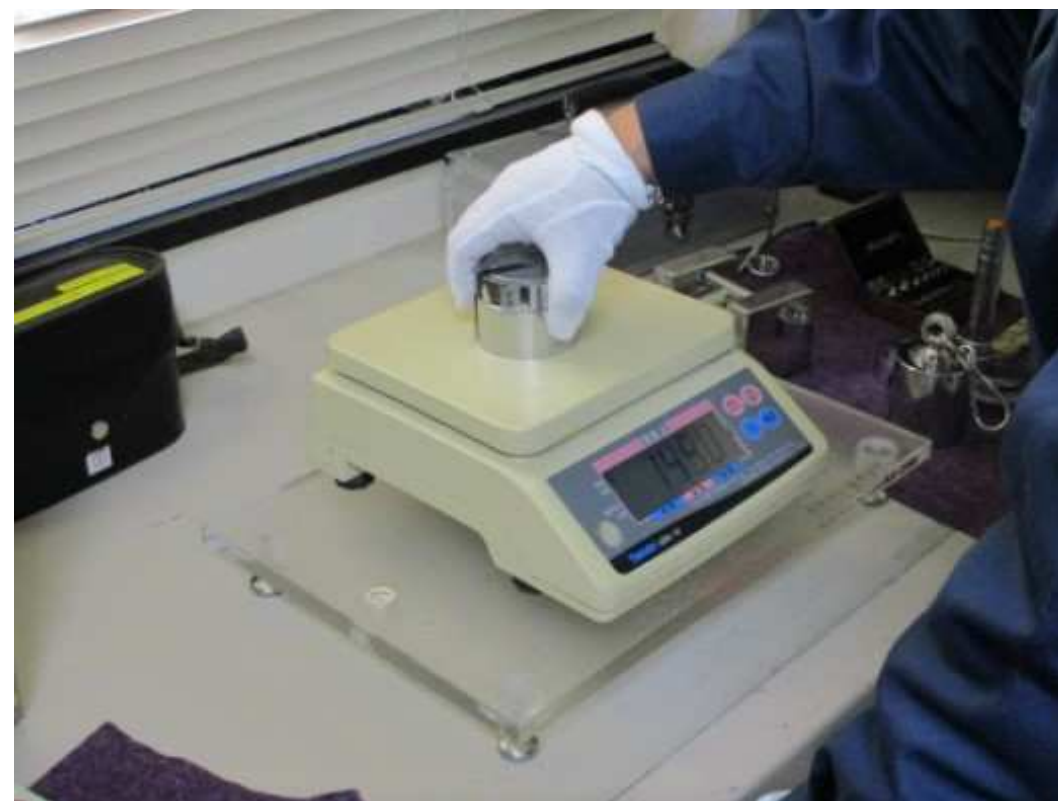
ホームページ



QRコードをスマートフォンで読み取るとHPにアクセスできます

2024.4

長野県計量検定所のご案内



計量検定所は、社会生活の基礎となる正確な計量を進めるため、計量法に基づき「計量器の検定・検査」「計量関係事業者への立入検査」「正しい計量についての普及・啓発」等を行っています。



しあわせ信州

長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

笑顔ある
暮らしのために
くまなく計量

◆計量検定所の主な業務

長野県計量検定所では、主な業務として、特定計量器の「検定」「検査」、事業所等への「立入検査（商品量目検査他）」、県民への「計量思想の普及啓発」などの事業を行っています。

I 「検定」

「検定」とは、製造または修理（期限更新を含む。）された特定計量器が、構造や誤差の基準を満たしているかを国や都道府県などの公的機関が確認する行為です。



毎年、長野県内
全てのタクシーを
検定しています。

タクシーメーター検定（装置検査）



ガソリンスタンドで
メーターを1台毎に
検定しています。

燃料油メーター検定

II 「検査」

「検査」とは、使用されている特定計量器が、性能や誤差の基準を満たしているかを公的機関等が確認する行為です。ここでは、「はかりの定期検査」について紹介します。

●はかりの定期検査

「はかり（質量計）」は、計量器の中でも最も身近なものです。水分や塩分、埃などの多い場所で使用されることが多く、長期間使用すると性能や精度が低下する可能性があります。

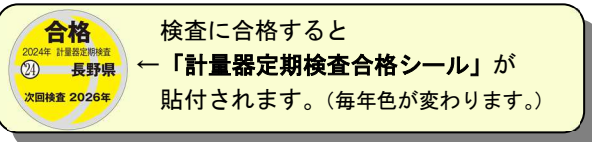
そこで、取引や証明に使用される「はかり」は、2年に1回、使用中の性能や精度をチェックするために、県や特定市（※）が行う検査を受けることが、計量法で義務づけられています。

（※特定市：長野市・松本市・上田市・岡谷市）



はかりの定期検査

市町村にお伺いし、はかりの定期検査を2年に1度行っています。（特定市を除く）



III 「立入検査」

特定計量器の製造・修理・販売する事業所や計量証明事業者が、計量法の基準を満たした事業を実施しているかについて立入検査を実施するとともに、「はかり」を使用して計量販売している食料品の販売店などにも立入検査を行い、正しい計量が行われるよう指導しています。

ここでは、「商品量目検査」について紹介します。

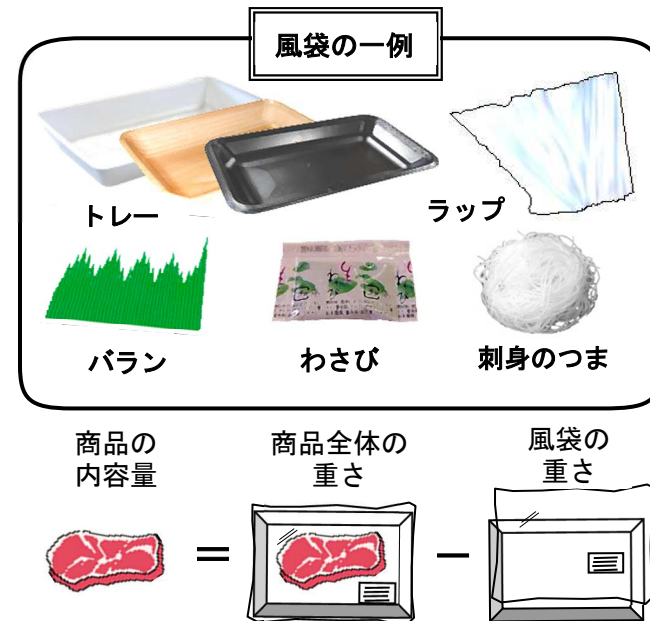
●商品量目検査

「商品量目」とは、商品の目方（めかた：内容量）のことをいいます。

スーパーなどの販売店では、多くの商品をトレーやラップ・ビニール袋・包み紙などに入れて、目方（100gあたり〇〇〇円）で販売しています。

このトレーなどを風袋（ふうたい）といいますが、**商品の目方（内容量）は、風袋の重さを差し引いて表示しなければなりません。**

定期的に県内のスーパーなどで立入検査を実施し、商品の目方の表示や風袋引きが正しく行われているかを確認し、正しく行われていない場合は、改善指導を行っています。



IV 「計量思想の普及啓発」

県民の皆様へ、正確な計量の大切さへの意識を高めていただくため、様々な機会を通じて普及啓発事業を実施しています。

●計量強調月間事業

11月1日の「計量記念日」に併せて、県民の皆様へ広く計量への知識や関心を持って頂けるよう11月を「計量強調月間」と定め、啓発チラシの街頭配布や松本合同庁舎でのパネル展示などを行っています。



●「暮らしと計量コーナー」の実施

暮らしの中の計量の重要性についてPRし、適正な計量を推進するため、県内の消費生活展等に出展し、新旧計量器や啓発パネルの展示、お子さん向けの計量体験などを実施しています。

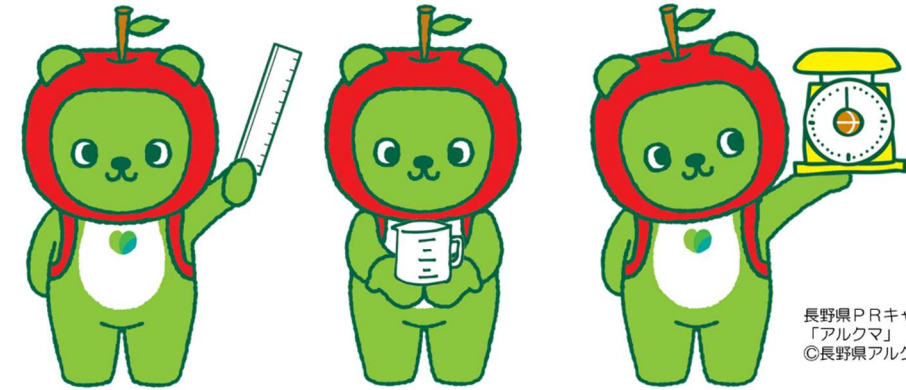


●インターネットを利用した広報活動

「長野県魅力発信ブログ」に、計量に関する様々な話題を掲載しています。



QRコードをスマートフォンで読み取るとブログにアクセスできます



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

笑顔ある暮らしのために くまなく計量

長野県計量検定所の沿革

明治26年（1893年）	長野県度量衡常置検定所設置（県庁内）
明治27年（1894年）	松本度量衡常置検定所設置（2所体制）
明治42年（1909年）	長野県度量衡検定所、同松本支所に改称（本所と支所の2所体制）
昭和27年（1952年）	長野県計量検定所、同松本支所に改称
昭和39年（1964年）	岡谷支所設置（本所と2支所の3所体制）
昭和45年（1970年）	本所が指導、検定、検査の3課制となる
昭和58年（1983年）	本所が南俣庁舎（長野市稲葉）へ移転
昭和59年（1984年）	岡谷支所廃止
昭和61年（1986年）	松本支所が松本合同庁舎（松本市島立）へ移転
平成元年（1989年）	本所が指導、検定の2課制となる
平成12年（2000年）	本・支所を統合し、松本合同庁舎内の1所となる
平成18年（2006年）	指導、検定・検査の2課制となる